

特別 新春 寄稿

エネルギー大変革時代の幕開け —電力市場の自由化と EP 協会の取組み—



(1) 電力市場の自由化に向けて
2011年の東日本大震災と原発事故を契機に、エネルギーを取り巻く環境は大きく変化しました。
2014年4月、わが国の長期エネルギー戦略の全体方針を定める「エネルギー基本計画」が閣議決定され、各エネルギー源の「位置付け」と「政策の方向性」が明示されました。この基本計画を受けて、2030年の具体的な数値目標である「長期エネルギー需給見通し」が2015年7月に取りまとめられました。これは、エネルギー基本政策の基本的視点である「安全性」、「安定供給」、「経済効率性」及び「環境適合」を踏まえ、将来のエネルギー需給構造の見通しを数値として設定したものです。具体的には、2030年時点におけるエネルギー需要の見通し（原油換算：326百万kl）、これを賅うための一次エネルギー供給の構成、再生可能エネルギー（22～24%）、原子力（20～22%）といった電力供給の内訳（「エネルギーミックス」）を提示しています。

また、電力・ガスシステムの改革の一環として、2016年4月から電力の小売り自由化、更に2017年4月からガスの小売り自由化が実施されることとなりました。この改革を機に、エネルギー産業は大きな転換期を迎え、電力会社の地域独占体制が崩れる一方、ガス市場の開放と石油市場の縮小、水素エネルギーの拡大が進むと言われています。電力システムの改革は3段階に分けて実施され、
①2015年の広域系統運用の拡大、
②2016年の小売及び発電の全面自由化、
③2020年の法的分離の方式による送配電部門の中立性の確保、
となっております。

2016年4月からの電力の全面自由化により、“消費者が電気を選べる時代”が始まります。一般家庭の多様な電力選択を実現するとともに、競争を通じて電気料金の抑制が期待できます。
電力の自由化により解放される市場規模は、テレビやスマートフォン市場にほぼ匹敵する7.5兆円分と試算。特に全国需要の30%以上を占める首都圏をターゲットにした動きは加速しており、東京ガスをはじめとするガス会社による電力事業への参入が相次いでいるほか、中部電力や関西電力など大手電力による首都圏への参入の動きもみられます。この流れは早晚中部圏や関西圏にも波及してきます。

また、この大きなビジネスチャンスを目指して、異業種からの新規参入が相次いでいます。この市場に参入する「小売電気事業者」は11月24日時点で66社です。その中には、エネット、イーレックス、丸紅、伊藤忠エネクス、JX日鉱日石エネルギー等があります。愛知県では㈱エヌパワーが名乗りを上げ、今後更に増加します。

中小企業経営に活かす知的資産の活用 第8回 知的資産を伝えよう！～知的資産経営報告書とは～

こんにちは。行政書士の丹所（たんしょ）です。今回は、あなたの会社にあるたくさんの隠れた強み（知的資産）をメインバンクの担当者、従業員、顧客、取引先、見込み客などへ伝えるためにストーリー化しよう、というお話をしました。
実は、業績が悪化している企業さん、自社に長く勤めてくれる従業員が入社せずに悩んでいる企業さんの中には、自社の商品サービスの差別化や自社の強みを適切に伝えられていないケースが多く見受けられます。前回、自社の強みをストーリー化して伝えるというお話をしましたが、ストーリー化したものをどのように開示すると効果的なのでしょうか？
この点、オンラインで開示する方法、オフラインで開示する方法の2つがあります。オンラインの代表的なものはホームページですね。ホームページは地域と時間を選ばず、多くの人へ同じ情報を開示することができます。一方で、対象者に合わせた開示ができません。一方、オフラインの一例として知的資産経営報告書があります。知的資産経営報告書であれば対象者に

これら小売電気事業者は下記のような特徴（戦略）を有しています。
①自社電源（火力又は再生可能エネルギー）を所有しているか、所有している事業者と提携、
②石油企業のガソリンスタンドのように全国的に販売拠点等のインフラが整備、
③ガソリンやLPガスとの「セット販売」や携帯電話との「セット契約」などによるセット割引を戦略、
④その他、単純な価格競争だけではなく、各企業の特徴を活かした様々なメリットを持ったメニューを用意。
一方、大手電力会社は顧客の囲い込みに懸命で、東京電力では「ガス」、「携帯電話」、「家電」、「Webサービス」、「ポイントサービス」など、様々な分野・業種との連携による「新サービス」を順次開始することとしています。

(2) EP 協会の取組み
このようなエネルギーを巡る環境変化に対応して、エネルギーに関する知識の普及、啓発と広く一般市民のエネルギーに関する理解を高めることを目的に、2014年11月、「一般社団法人 日本エネルギープランナー協会」(EP 協会) が設立されました。
当協会は、各エネルギーの現状と課題、電力・ガスの小売り自由化に係る直近の情報をテキストの出版、講習会の開催、検定試験の実施等を通じて提供するとともに、最終的にはより効率的なエネルギー使用の方法を明確に提言し得る「エネルギープランナー・エキスパート」を育成していくこと等を目的としています。

昨年は、電力自由化向けのガイダンスセミナーを7月に東京、10月に静岡で開催しました。また、初級の検定試験を8月と今年1月に東京で実施、中級の検定試験も近々実施するなど、一步一步事業展開を進めています。
また、当協会は設立1周年を契機に、昨年11月、「EP会報」を創刊しました。独自取材による企業の電力市場自由化への取組み、同取組みに対するマスコミ報道、政府審議会の動向、エネルギー用語の解説等、企業や消費者にとって関心の高い情報を3ヵ月毎に提供することとしています。

EP 協会の取組み等にご関心がある事業者は下記宛お問い合わせいただければ幸いです。
《EP 協会への問い合わせ先》
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 1 丁目 9-8 八重洲通ハタビル 3F
TEL：03-6228-3915 FAX：03-3552-2415
窓口：二川（ふたかわ）良也

アステル行政書士事務所 代表：丹所 美紀
TEL：052-325-7160
FAX：052-325-7162
E-mail：astel@mbn.nifty.com

合わせて必要な情報を厳選して開示することができます。
今回は皆様にとってあまり馴染みがない知的資産経営報告書についてお話をします。
知的資産経営報告書とは、自社の全体像、社歴、自社の知的資産、今後のビジョンなどを、ストーリー化したり指標を用いたりして、わかりやすく開示するツールです。知的資産経営報告書の作成目的の一例として、経営者や幹部の頭の整理、従業員や求職者に対する自社の教科書、金融機関に対する決算報告や金利交渉の際の添付書類、取引先などに対する信用性の高い会社案内などが挙げられます。知的資産経営報告書の利用方法や価値を知り、目的達成のために必要であれば知的資産経営報告書を作成されることをお勧めいたします。

今回は知的資産経営報告書の記載事例についてお話させていただきます。ご精読ありがとうございました。

森本和義 (もりもとかずよし) の新春応援メッセージ 経営コンサルタント・組合顧問

内閣府や日銀などの景気判断では「緩やかな回復基調」とされている日本経済だが、巷では、景気が良くないとの声も聞こえてくる中、今年の景気動向はどうなるのか？東海地区の動向は？いくつかのポイントで見たい。

①消費税引き上げ
消費税引き上げ前のいわゆる「駆け込み需要」が想定される。税金が上がる前に購入しておこうという消費心理から需要が増加する。例えば、住宅購入については、過去の引き上げ時の国交省資料によれば、明らかにこの駆け込み需要が大きく、その後はしばらく低調な状態が続いている。この大幅な増減を避けるために、政府は住宅ローン減税拡充と「すまい給付金」制度の導入で駆け込み需要の発生を抑えようとしたのだが、事前の周知不足もあって活用者が少なかった。それでは今回の場合はどうだろうか。前回は教訓として政府は活用者が増えるような施策準備と周知に力を入れるだろうが、完全に駆け込み需要を抑え込みことは難しい。前回の引き上げ前にかかなりの部分、需要が消化されているであろうことから、やや小ぶりになるが、年内と限定すれば、消費税引き上げ前の駆け込み需要は景気にはプラス要因となる。

②株式市場
円安と公的資金の株式市場への投入による「官製相場」で株高維持を続けてきた。円安基調が続くことは好材料だが、一方で、GPIFによる公的年金資金の日本株運用は上限25%に近づいてきており、株価がそれを超えそうになれば、相当な規模の株式を売却しなければならない。また、7月からの四半期で7.9兆円もの運用損を出したと報道されている中で、益出し目的の売却もあり、それらは下げ要因となる。
中小企業オーナーにおいては、相続時保有の自社株＝非上場株式も公開株の影響を受けるので、予想以上に高く評価される自社株対策も必要となる。愛商連では、税理士、司法書士、行政書士、コンサルタント等の専門家が揃っており、「相続に関するタスクフォース」を組成している。早めに相続対策として、専門家に相談することが望ましい。

知って得する司法書士実務

第5回
司法書士 林 清忠 TEL:0568-35-7161
FAX:0568-35-7162

「遺産分割協議」をする前提として

不動産をお持ちの方が死亡し、相続が開始すると、必然的に「相続による所有権移転登記」をしなければなりません。私たち司法書士の業務です。
遺言書がない場合等は、相続人全員で「遺産分割協議」をしなければなりません。相続人の「全員が成年」で「全員が自ら意思表示ができ」て「全員の所在が分かって」いれば、あとは、そのメンバーで話がまとまればいいということですが、相続人のうちの誰かが、未成年であったり、認知症等で意思表示が出来なかったり、不在者がいたりするとその人たちの代わりとなって遺産分割協議に加わる人を選任する必要があります。この場合、残りの相続人が勝手に選ぶことはできません。書類を作成して、家庭裁判所にこの旨の申立てをします。実は、これも私たち司法書士の業務です。
代わりとなって遺産分割協議に加わる人は誰がなるのか？ ですが、実務上、候補者をこちらからあげて家庭裁判所へ書類を提出します。もちろん、最終的には、家庭裁判所が決めます。そのときに遺産分割協議の内容も合わせてチェックされます。各具体的事例によって結論も当然異なりますが、例えば、未成年者が相続人である場合は、未成年者が法定相続分の相当額を取得するような内容が好ましいとの指導が家庭裁判所からあるかと思えます。

③成長戦略
規制緩和や構造改革、技術革新にかかわる目玉戦略が見えにくいものの、この地域に関係のある経済特区について触れたい。

「航空宇宙産業特区」については、昨年MRJの試験飛行の成功が話題になった。順調に進展することが望まれる。この3月には中央の政府関係機関を地方に移転させる具体的な動きが始まる。東海地区では特区と関連してJAXA関係機関の移転が検討されており、実現すれば、特区としての強みがさらに高まるであろう。関連産業の移転や開発、人材の集中などを呼び込み、産業クラスターとしての厚みを増すとともに産業観光資源を増やす良い機会となる。
次に、人口減少に伴い、慢性的な人手・人材不足が叫ばれる中、昨年11月に知事の肝いりで愛知県が政府に提案した「外国人雇用特区」である。優秀な技能実習修了者も帰国後1年以上経ていれば対象となるということで、技能実習生のさらなる活用の可能性も含んでおり、かなり意欲的な取り組みとなる。一方で、技能実習制度がそもそも母国への技術移転、国際貢献という趣旨の中から生まれた制度であり、それに矛盾するのではないかという指摘もあって、特区認定されるかどうかは未定であるが、外国人人材活用拡大への一石を投じた形になっており期待される。技能実習制度も3年から5年への期間の拡張に伴い、受け入れ団体や企業に対する監督が厳しくなっており、今後は競争と差別化が進むであろう。愛商連のような実績と体制の整った受け入れ団体が生き残っていくであろう。

④まとめ
来年夏の参議院選挙を見据えて、3.5兆円の補正予算を組み、1億総活躍との触れ込みで、目先の景気対策（たとえば低所得高齢者への3万円給付）を実施することで年の前半を持ちこたえ、後半は駆け込み需要の有効活用や2016年度補正予算等によって、アベノミックスが失敗と呼ばれないように景気下支え策を駆使していくのではないかと。2017年4月に消費税引き上げが予定通り実施された場合、消費の落ち込みによって景気がマイナスになることが予想される中で、本来ならば、今年1年は先を見た施策を大胆に実行することが望まれるのだが.....。

事業再生なら鈴木相談 事業再生コンサルタント 鈴木 廣彦 第13回 納税者支援調整官

いまだに前近代的、非道な税金徴収体制を引きずっている税務署や職員は多い。売掛金を差し押さえられるようなことがあれば、以後その得意先との取引関係がギクシャクするようになるのは当然だが、簡単にそれをやってしまう税務署員が実際ののです。消費税が引上げられると納付する前には一時的にお金に余裕ができた気がして使ってしまう、納税時に資金不足で税金滞納することはよくある話です。消費税引き上げが、零細企業破綻の引き金になるのです。
税務署の職員の応対や調査の仕方など、税務行政全般についての不満、注文、批判、困りごとの相談先として、「納税者支援調整官」が各国税局のほか主要税務署に配置されています（国税局総務部所属）。納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分にかかわる苦情について、権利救済手続きを説明するなど、適切に対応してくれています。私の顧問先でも、納税者支援調整官に相談したおかげでそれまでの厳しい取り立てから解放された零細企業が実際にありました。納税者支援調整官は、たとえ滞納しても、完納しようという納税者の味方です。
同じようなケースでお困りの方は、次に一度電話して相談してみてください。
もちろん私宛の無料相談をご利用いただければお手伝いします。

納税者支援調整官が設置されている税務署等（名古屋市内）
名古屋国税局 052-951-3511
熱田税務署 052-881-1541